

診療報酬に関する院内提示

○機能強化加算 80点

地域のかかりつけ医療機関として、患者様の健康診断の結果等の健康管理に関する相談、保険・福祉サービスに関する相談、患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行う、緊急時の夜間・休日の問い合わせへの対応を行い、必要に応じ専門医療機関への紹介をいたします。

○地域包括診療加算 28点

健康相談・介護保険制度の利用等に関する相談・予防接種に関わる相談を実施しており、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。患者様の状態に応じ医師の判断のもと28日以上 of 投薬やリフィル処方箋を発行することが可能です。

○時間外対応加算 1 5点

通院されている方が時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。

○夜間・早朝等加算 50点

平日18時以降・土曜日12時以降に受診された場合に加算が発生いたします。

○明細書発行体制加算 1点

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。(公費負担医療受給者で医療費の自己負担がない患者にも発行しております)

明細書の発行を希望されない方は窓口にてその旨をお申し出ください。

○生活習慣病管理料 (II)

高血圧・糖尿病・脂質異常症に関して療養指導に同意した患者様が対象です。

療養計画書へ署名いただく必要がありますのでご協力よろしくお願いたします。

患者様の状態に応じ医師の判断のもとリフィル処方や28日以上 of 投薬をすることが可能です。

○一般名処方加算

現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。患者様へご説明の上後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行)を行う場合があります。

○長期収載品の選定療養費の負担

令和6年10月から後発医薬品ではなく先発品(長期収載品)を希望した場合には両者の差額の4分の1を患者様自身の負担とする仕組み(選定療養)が導入されます。

この制度は自己負担のない方(医療証をお持ちの方)も原則対象となりその費用については消費税の課税対象となります。